

危政第52号
感新第265号
令和3年6月8日

関係団体代表者様

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

職場における新型コロナウイルス感染症対策等について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策について、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、発症の2日前から発症後7～10日間程度は、他の人に感染させてしまう可能性があるとされており、特に発症の直前・直後はウイルス排出量が多くなると考えられています。

このため、感染拡大防止のためには、軽い症状（微熱、せき、喉の痛み等）であっても、症状を有する場合は速やかに医療機関を受診することが必要ですが、実際には医療機関を受診せずに社会活動を継続している軽症状者もいます。

こうした状況を踏まえ、職場における感染症対策や就業制限等について、下記のとおり整理しましたので、貴団体の下部組織、関係団体、事業者等の皆様に御周知くださいますようお願いします。

記

1 職場における感染症対策のポイント

厚生労働省労働基準局作成の「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に加え、特に以下の点に御留意いただき職場の感染症対策をお願いします。

- ・体調がすぐれない場合には、出勤せず自宅療養する社内ルールを徹底、当人は速やかに医療機関を受診

※ 事業所内に診療所が所在する場合は、抗原簡易検査キット等を活用した積極的な検査をお願いします。

- ・職場の規模や職種等を踏まえ必要に応じて、健康観察アプリを導入するなど、従業員の毎日の健康状態を把握・管理

2 就業制限について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、感染症法に基づき、保健所から本人に対して就業制限が通知されます。

下表の基準を満たす場合は、新型コロナウイルスの感染性はなくなっています。

職場復帰するにあたり、改めて PCR 検査等の実施を求めないようお願いします。

【就業制限解除（退院）に関する基準】

患者 (症状あり)	人工呼吸器等による治療を行わなかった場合	① 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 ② 症状軽快後、24 時間経過した後、PCR 検査又は抗原定量検査で 24 時間以上間隔をあけ、2 回の陰性が確認できた場合
	人工呼吸器等による治療を行った場合	③ 発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 ④ 発症日から 20 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後、PCR 検査又は抗原定量検査で 24 時間以上間隔をあけ、2 回の陰性が確認できた場合
無症状 病原体 保有者 (症状なし)	⑤ 陽性確定に係る検体採取日から 10 日間経過した場合 ⑥ 陽性確定に係る検体採取日から 6 日間経過後、PCR 検査又は抗原定量検査で 24 時間以上間隔をあけ、2 回の陰性が確認できた場合	

※患者は原則①又は③、無症状病原体保有者（無症状者）は⑤に該当することで基準を満たす

3 参考資料等

- ・職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の 5 つのポイント～を確認しましょう！
(厚生労働省労働基準局作成資料)
- ・「職場における積極的な検査等の実施について」
(令和 3 年 6 月 1 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)